

# 第3回四日市市・楠町合併協議会

## 会 議 資 料

日時 平成15年11月14日(金)午前9時30分から  
会場 本町プラザ 1階ホール

## 第3回四日市市・楠町合併協議会次第

### 1 開 会

### 2 あいさつ

### 3 議 事

#### (1) 報告事項

報告第13号 新市建設計画策定小委員会報告について・・・・・・・・・・ 1

#### (2) 協議事項

協議第17号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて・・・・・・・・ 2

協議第18号 条例・規則等の取扱いについて・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

協議第19号 公共的団体等の取扱いについて・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

#### (3) 次回(第4回会議)提案事項

協議第20号 消防団の取扱いについて・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

協議第21号 水防事業について・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

協議第22号 建設・都市計画事業について・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

協議第23号 地方税の取扱いについて・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

協議第24号 課税・納税事業について・・・・・・・・・・・・・・・・ 29

協議第25号 上下水道事業について・・・・・・・・・・・・・・・・ 33

### 4 その他

・ 公共施設等視察の実施について

・ 次回協議会について

日時 平成15年12月16日(火)9時30分から

会場 楠町民福社会館

### 5 閉 会

## ( 1 ) 報 告 事 項

## 報告第 1 3 号

### 新市建設計画策定小委員会報告について

新市建設計画策定小委員会第 1 回会議の開催結果について、下記のとおり報告する。

平成 1 5 年 1 1 月 1 4 日提出

四日市市・楠町合併協議会  
会長 井 上 哲 夫

### 新市建設計画策定小委員会 第 1 回委員会報告書

#### 1 会議の開催状況

日 時 平成 1 5 年 1 0 月 2 7 日 ( 月 ) 午後 3 時 3 0 分から 4 時 3 0 分  
会 場 楠町民福社会館 1 階ホール  
出席委員 委員 1 5 名全員出席

#### 2 委員長及び副委員長の選出

委 員 長 小方士朗 ( 楠町議会議長 )  
副委員長 山下正文 ( 四日市市助役 )

#### 3 第 1 回委員会概要報告

- ( 1 ) 新市建設計画策定方針について
- ( 2 ) 新市建設計画策定日程について

## ( 2 ) 協 議 事 項

## 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて次のとおり承認を求める。

平成 15 年 11 月 14 日提出

四日市市・楠町合併協議会  
会 長 井 上 哲 夫

協 定 項 目	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い
調 整 の 内 容	<p>楠町の農業委員会は、四日市市の農業委員会に統合する。</p> <p>楠町の農業委員会の選挙による委員は、合併特例法第 8 条第 1 項第 2 号の規定を適用し、四日市市の農業委員会の委員の残任期間、引き続き在任する。また、楠町の農業委員会の選任による委員は合併時に失職する。</p> <p>任期終了後の四日市市の農業委員会の選挙による委員定数を 32 人とし、楠町は四日市市の第 5 選挙区に編入し、第 5 選挙区選挙による委員定数を 2 人増の 7 人とする。</p>

[協議第17号参考資料]

商工農水部会

協 定 項 目	農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて	関 係 項 目	農業委員会委員の構成・任期 農業委員会委員選挙の有権者数・選挙区																																																				
現 況		備 考																																																					
<p>農業委員会委員の構成及び任期</p>																																																							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th style="text-align: center;">四日市市</th> <th style="text-align: center;">楠町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">選挙による委員の定数基準</td> <td style="text-align: center;">40人以下</td> <td style="text-align: center;">20人以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2">選挙による委員数</td> <td style="text-align: center;">30人</td> <td style="text-align: center;">15人</td> </tr> <tr> <td colspan="2">法12条1号委員数</td> <td style="text-align: center;">1人</td> <td style="text-align: center;">1人</td> </tr> <tr> <td colspan="2">法12条2号委員数</td> <td style="text-align: center;">5人</td> <td style="text-align: center;">1人</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">農地部会</td> <td>選挙による委員数</td> <td style="text-align: center;">15人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>法12条1号委員数</td> <td style="text-align: center;">1人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>法12条2号委員数</td> <td style="text-align: center;">3人</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">農業振興部会</td> <td>選挙による委員数</td> <td style="text-align: center;">15人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>法12条2号委員数</td> <td style="text-align: center;">2人</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">任 期</td> <td style="text-align: center;">平成14年7月20日～ 平成17年7月19日</td> <td style="text-align: center;">平成14年7月20日～ 平成17年7月19日</td> </tr> </tbody> </table>						四日市市	楠町	選挙による委員の定数基準		40人以下	20人以下	選挙による委員数		30人	15人	法12条1号委員数		1人	1人	法12条2号委員数		5人	1人	農地部会	選挙による委員数	15人		法12条1号委員数	1人		法12条2号委員数	3人		農業振興部会	選挙による委員数	15人		法12条2号委員数	2人		任 期		平成14年7月20日～ 平成17年7月19日	平成14年7月20日～ 平成17年7月19日											
		四日市市	楠町																																																				
選挙による委員の定数基準		40人以下	20人以下																																																				
選挙による委員数		30人	15人																																																				
法12条1号委員数		1人	1人																																																				
法12条2号委員数		5人	1人																																																				
農地部会	選挙による委員数	15人																																																					
	法12条1号委員数	1人																																																					
	法12条2号委員数	3人																																																					
農業振興部会	選挙による委員数	15人																																																					
	法12条2号委員数	2人																																																					
任 期		平成14年7月20日～ 平成17年7月19日	平成14年7月20日～ 平成17年7月19日																																																				
<p>農業委員会委員選挙の有権者数・選挙区</p>																																																							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th style="text-align: center;">四日市市</th> <th style="text-align: center;">楠町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">有権者数</td> <td style="text-align: center;">10,609人</td> <td style="text-align: center;">669人</td> </tr> <tr> <td colspan="2">農家数</td> <td style="text-align: center;">6,487戸</td> <td style="text-align: center;">259戸</td> </tr> <tr> <td colspan="2">農地面積</td> <td style="text-align: center;">5,486ha</td> <td style="text-align: center;">198ha</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td style="text-align: center;">6 選挙区</td> <td style="text-align: center;">1 選挙区</td> </tr> <tr> <td rowspan="12" style="text-align: center;">選挙区</td> <td style="text-align: center;">第1選挙区</td> <td style="text-align: center;">海蔵、羽津、朝明、 八郷、大矢知</td> <td rowspan="12"></td> </tr> <tr> <td>選挙すべき委員の定数</td> <td style="text-align: center;">5人</td> </tr> <tr> <td>有権者数</td> <td style="text-align: center;">1,679人</td> </tr> <tr> <td>農家数</td> <td style="text-align: center;">1,150戸</td> </tr> <tr> <td>農地面積</td> <td style="text-align: center;">750ha</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第2選挙区</td> <td style="text-align: center;">下野、保々</td> </tr> <tr> <td>選挙すべき委員の定数</td> <td style="text-align: center;">4人</td> </tr> <tr> <td>有権者数</td> <td style="text-align: center;">1,522人</td> </tr> <tr> <td>農家数</td> <td style="text-align: center;">859戸</td> </tr> <tr> <td>農地面積</td> <td style="text-align: center;">675ha</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第3選挙区</td> <td style="text-align: center;">三重、県</td> </tr> <tr> <td>選挙すべき委員の定数</td> <td style="text-align: center;">4人</td> </tr> <tr> <td>有権者数</td> <td style="text-align: center;">1,390人</td> </tr> <tr> <td>農家数</td> <td style="text-align: center;">862戸</td> </tr> <tr> <td>農地面積</td> <td style="text-align: center;">950ha</td> </tr> </tbody> </table>						四日市市	楠町	有権者数		10,609人	669人	農家数		6,487戸	259戸	農地面積		5,486ha	198ha			6 選挙区	1 選挙区	選挙区	第1選挙区	海蔵、羽津、朝明、 八郷、大矢知		選挙すべき委員の定数	5人	有権者数	1,679人	農家数	1,150戸	農地面積	750ha	第2選挙区	下野、保々	選挙すべき委員の定数	4人	有権者数	1,522人	農家数	859戸	農地面積	675ha	第3選挙区	三重、県	選挙すべき委員の定数	4人	有権者数	1,390人	農家数	862戸	農地面積	950ha
		四日市市	楠町																																																				
有権者数		10,609人	669人																																																				
農家数		6,487戸	259戸																																																				
農地面積		5,486ha	198ha																																																				
		6 選挙区	1 選挙区																																																				
選挙区	第1選挙区	海蔵、羽津、朝明、 八郷、大矢知																																																					
	選挙すべき委員の定数	5人																																																					
	有権者数	1,679人																																																					
	農家数	1,150戸																																																					
	農地面積	750ha																																																					
	第2選挙区	下野、保々																																																					
	選挙すべき委員の定数	4人																																																					
	有権者数	1,522人																																																					
	農家数	859戸																																																					
	農地面積	675ha																																																					
	第3選挙区	三重、県																																																					
	選挙すべき委員の定数	4人																																																					
有権者数	1,390人																																																						
農家数	862戸																																																						
農地面積	950ha																																																						

[協議第17号参考資料]

商工農水部会

現 況		備 考																																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">四日市市</th> <th>桶町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第4選挙区</td> <td>中央、常磐、川島、神前、桜</td> <td></td> </tr> <tr> <td>選挙すべき委員の定数</td> <td>6人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有権者数</td> <td>1,998人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>農家数</td> <td>1,280戸</td> <td></td> </tr> <tr> <td>農地面積</td> <td>951ha</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第5選挙区</td> <td>日永、四郷、内部、塩浜、河原田</td> <td></td> </tr> <tr> <td>選挙すべき委員の定数</td> <td>5人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有権者数</td> <td>1,851人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>農家数</td> <td>1,257戸</td> <td></td> </tr> <tr> <td>農地面積</td> <td>875ha</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第6選挙区</td> <td>小山田、水沢</td> <td></td> </tr> <tr> <td>選挙すべき委員の定数</td> <td>6人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有権者数</td> <td>2,169人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>農家数</td> <td>1,079戸</td> <td></td> </tr> <tr> <td>農地面積</td> <td>1,285ha</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	四日市市		桶町	第4選挙区	中央、常磐、川島、神前、桜		選挙すべき委員の定数	6人		有権者数	1,998人		農家数	1,280戸		農地面積	951ha		第5選挙区	日永、四郷、内部、塩浜、河原田		選挙すべき委員の定数	5人		有権者数	1,851人		農家数	1,257戸		農地面積	875ha		第6選挙区	小山田、水沢		選挙すべき委員の定数	6人		有権者数	2,169人		農家数	1,079戸		農地面積	1,285ha		
四日市市		桶町																																																
第4選挙区	中央、常磐、川島、神前、桜																																																	
選挙すべき委員の定数	6人																																																	
有権者数	1,998人																																																	
農家数	1,280戸																																																	
農地面積	951ha																																																	
第5選挙区	日永、四郷、内部、塩浜、河原田																																																	
選挙すべき委員の定数	5人																																																	
有権者数	1,851人																																																	
農家数	1,257戸																																																	
農地面積	875ha																																																	
第6選挙区	小山田、水沢																																																	
選挙すべき委員の定数	6人																																																	
有権者数	2,169人																																																	
農家数	1,079戸																																																	
農地面積	1,285ha																																																	



関係法令

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）

(選挙による委員)  
 第7条 農業委員会の選挙による委員は、被選挙権を有する者について、選挙権を有する者が選挙するものとし、その定数は、政令で定める基準に従い、10人から40人までの間で条例で定める。  
 2 前項の委員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ行うことができない。

(選挙の単位)  
 第10条の2 農業委員会の選挙による委員は、その農業委員会の区域において選挙する。  
 2 市町村長は、農業委員会の選挙による委員の選挙につき、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い、条例で、当該農業委員会の区域を分けて2以上の選挙区を設けることができる。  
 3 前項の場合において、各選挙区において選挙すべき農業委員会の委員の定数は、おおむね選挙人の数に比例して、条例で定めなければならない。  
 4 第2項の規定により農業委員会の委員の選挙につき選挙区が設けられた場合において、選挙人の所属の選挙区は、その住所による。

(選任による委員)  
 第12条 市町村長は、選挙による委員のほか、次の各号に掲げる者を委員として選任しなければならない。  
 (1) 農林水産省令で定める農業協同組合及び農業共済組合が組合ごとに推薦した理事（経営管理委員を置く農業協同組合にあっては、理事又は経営管理委員）各1人  
 (2) 当該市町村の議会が推薦した農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者5人以内

(委員の任期)  
 第15条 選挙による委員の任期は、3年とし、一般選挙の日から起算する。但し、任期満了による一般選挙が農業委員会の委員の任期満了の日に行われた場合において、前任の委員が任期満了の日まで在任したときは前任者の任期満了の日の翌日から、選挙の期日後に前任の委員がすべてなくなったときはそのなくなった日の翌日から、それぞれ起算する。  
 2 補欠委員は、前任者の残任期間在任する。  
 3 選挙による委員は、前条の規定による解任及び第19条の規定による解散の場合を除き、その任期満了後も後任の委員が就任するまでは、なおその職務を行う。  
 4 第12条の規定により選任された委員は、一般選挙により選挙された委員の任期満了の日（選挙された委員の全員が全てなくなったときは、そのなくなった日）まで在任する。  
 5 第12条の規定により選任された委員のうち団体の推薦に係るものは、当該委員を推薦した団体の理事（経営管理委員を置く農業協同組合にあっては、理事又は経営管理委員）でなくなったときは、前項の規定にかかわらず、その職を失う。

(境界の変更の場合の特例)  
 第34条 市町村の廃置分合が行われる場合において、新たに設置された市町村に置かれる農業委員会の区域が、従前の市町村に設置された農業委員会の区域をその区域とすることとなるときは、当該農業委員会は、当該市町村の農業委員会となって存続するものとし、従前の農業委員会の委員及び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。  
 2 市町村の境界変更が行われる場合において、他の市町村の区域の全部又は一部を新たにその区域に包含することとなった市町村に、その市町村の従前の区域及び新たに属することとなった区域に従前置かれていた各農業委員会の区域を区域としてそれぞれ農業委員会が置かれるときは、従前の農業委員会は、当該区域を区域とする農業委員会となって存続するものとし、従前の農業委員会の委員及び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。

農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）

(選挙による委員の定数の基準)  
 第2条の2 農業委員会の選挙による委員の定数の基準は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

区 分		定数の基準
1	(1) その区域内の農地面積が1,300ヘクタール以下の農業委員会 (2) 10アール（北海道にあっては、30アール）以上の農地につき耕作の業務を営む個人のその区域内における世帯数及びその面積以上の農地につき耕作の業務を営むその区域内に住所を有する農業生産法人（農地法第2条第7項に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。）の数の合計数（以下「基準農業者数」という。）が1,100以下の農業委員会	20人以下
2	1の項及び3の項に掲げる農業委員会以外の農業委員会	30人以下
3	その区域内の農地面積が5,000ヘクタールを超え、かつ、基準農業者数が6,000を超える農業委員会	40人以下

(選挙区の基準)  
 第5条 法第10条の2第2項の規定により農業委員会の区域を分けて2以上の選挙区を設ける場合には、その分けて設けられるすべての選挙区につき、その区域内の農地面積が500ヘクタール以上となるか、又は基準農業者数が600以上となるようにしなければならない。

関 係 法 令	事 例
<p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）</p> <p>（農業委員会の委員の任期等に関する特例）</p> <p>第8条 市町村の合併の際合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、新たに設置された合併市町村にあつては80を超えず10を下らない範囲で定めた数、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては40を超えない範囲で定めた数の者に限り、次に掲げる期間引き続き合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものの数がその定められた数を超えるときは、これらの者の互選により、合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任する者を定めるものとする。</p> <p>（1）新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後1年を越えない範囲で当該協議で定める期間</p> <p>（2）他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の農業委員会の委員の残任期間</p> <p>2 前項の場合においては、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第7条の規定にかかわらず、当該数をもって当該合併市町村の農業委員会の選挙による委員の定数とし、選挙による委員に欠員を生じ、又はこれらの委員がすべてなくなったときは、これに応じて、その定数は、同条の規定に基づく定数に至るまで減少するものとする。</p> <p>3 農業委員会等に関する法律第3条第2項の規定により合併市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置く場合又は同法第35条第1項の規定により地方自治法第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）である合併市町村の区ごとに農業委員会を置く場合においては、農業委員会等に関する法律第34条の規定の適用がある場合を除いて、前2項の規定を当該各農業委員会ごとに適用する。この場合においては、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村の区域の一部を区域として新たに置かれる農業委員会に関しては、当該合併市町村は、新たに設置された合併市町村とみなす。</p> <p>4 第6条第8項の規定は、第1項の協議について準用する。</p>	<p>&lt; 呉市 &gt;</p> <p>(1) 川尻町農業委員会は、呉市農業委員会に統合する。</p> <p>(2) 市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項の規定により、川尻町農業委員会の選挙による委員のうち2人に限り、呉市農業委員会の委員の残任期間、引き続き呉市農業委員会の選挙による委員として在任する。</p> <p>&lt; 宗像市 &gt;</p> <p>1. 農業委員会委員の任期については、新市に1つの農業委員会を置き、両市町の農業委員会の選挙で選任された委員であった者は、合併特例法第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間引き続き新市の農業委員会の委員として在任する。</p> <p>2. 農業委員会委員の定数については、農地、農家戸数の状況を鑑み十分検討し、新市において決定する。</p> <p>&lt; 福山市 &gt;</p> <p>新市町の農業委員会は、福山市農業委員会に統合するものとする。</p> <p>新市町の農業委員で選挙による委員である者は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第8条第1項第2号の規定を適用し、福山市農業委員会の委員の残任期間に限り、引き続き在任するものとする。</p> <p>&lt; 西東京市 &gt;</p> <p>新市に1つの農業委員会を置き、2市の農業委員会の選挙による委員であった者は、合併特例法第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。</p>

協議第18号

## 条例・規則等の取扱いについて

条例・規則等の取扱いについて次のとおり承認を求める。

平成15年11月14日提出

四日市市・楠町合併協議会  
会長 井上哲夫

協定項目	条例・規則等の取扱い
調整の内容	四日市市の条例・規則等を適用する。 ただし、各種事務事業等の調整方針に基づき、合併時に所要の改正等を行うものとする。

〔協議第18号参考資料〕

例規部会

協 定 項 目	条例・規則等の取扱い	関 係 項 目	
現 況		備 考	
四 日 市 市		楠 町	
例規集登載本数 条例 249本 規則 226本 その他（規程・要綱等）417本	例規集登載本数 条例 133本 規則 109本 その他（規程・要綱等）158本		

関 係 法 令	事 例
<p><b>地方自治法(昭和22年法律第67号)</b></p> <p>(条例) 第14条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。 2 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令の特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。 3 略</p> <p>(規則) 第15条 普通地方公共団体の長は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則を制定することができる。 2 略</p>	<p>&lt;福山市&gt; 福山市の条例及び規則を適用するものとする。ただし、各種協議事項等の調整方針と関係する条例及び規則については、その調整を踏まえて規定の整理を行うものとする。</p> <p>&lt;前橋広域市町村合併協議会&gt; 前橋市の条例、規則等を適用する。 ただし、事務事業の取扱い等の協議結果を踏まえ、合併と同時に所要の改正等を行うものとする。</p> <p>&lt;岐阜広域合併協議会&gt; 岐阜市の条例・規則等を適用するものとする。 ただし、各種事務事業等の調整方針と関係する条例・規則等については、その調整を踏まえて規定の整理を行うものとする。</p>

## 公共的団体等の取扱いについて

公共的団体等の取扱いについて次のとおり承認を求める。

平成15年11月14日提出

四日市市・楠町合併協議会  
会長 井上哲夫

協定項目	公共的団体等の取扱い
調整の内容	<p>四日市市、楠町の区域内を主な活動範囲とする公共的団体等の取扱いについては、合併後の市の一体性が速やかに確立されるよう、それぞれの実情を尊重しながら、次のとおり調整に努めることとする。</p> <p>(1) 目的が同一又は類似し、両市町に並存している団体は、合併時に統合するよう調整に努める。</p> <p>(2) 統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努める。</p> <p>(3) 独自の団体は、現行のとおりとする。</p>

〔協議第19号参考資料〕

協定項目		公共的団体等の取扱いについて		関係項目	
		現況			備考
専門部会名	四日市市		楠町		
総務部会	三泗地区交通安全対策協議会		三泗地区交通安全対策協議会		
	四日市市交通安全協議会				
	四日市市交通安全母の会連合会		楠町交通安全母の会		
	四日市南地区交通安全協会		四日市南地区交通安全協会		
	四日市市明るい選挙推進協議会		楠町明るい選挙推進協議会		
住民・福祉部会	四日市市人権擁護委員会		楠町人権擁護委員会		
	四日市市人権擁護委員協議会		四日市市人権擁護委員協議会		
	四日市市保護司会		楠町保護司会		
	四日市市傷痍重人会		楠町傷痍重人会		
	四日市医師会		四日市医師会		
	四日市歯科医師会		四日市歯科医師会		
	四日市遺族会		楠町遺族会		
	四日市更生保護女性の会		三重郡更生保護婦人会		
	四日市母子寡婦福祉会		楠町母子寡婦福祉会		
	四日市市食生活改善推進協議会		楠町食生活改善推進協議会		
	四日市地区防犯協会		四日市地区防犯協会		
			楠町防犯協会		
	暴力追放三泗地区市町民会議		暴力追放三泗地区市町民会議		
	四日市市自治会連合会（地区連合自治会）		地区連合自治会		
	四日市消費者協会				
商工農水部会	四日市商工会議所		楠町商工会		
	四日市地域漁業協同組合連絡協議会		四日市地域漁業協同組合連絡協議会		
	四日市市漁業協同組合		楠町漁業協同組合		
教育部会	四日市市奨学会		楠町奨学会		
	四日市市学校保健会		三重郡学校保健会		
	四日市PTA連絡協議会		三重郡PTA連絡協議会		
	四日市市婦人会連絡協議会		楠町女性の会（いずみの会）		
	四日市市子ども会育成者連絡協議会		楠町子ども会育成者連絡協議会		
	四日市市青少年育成市民会議		楠町青少年育成町民会議		
			楠町青少年育成推進指導員協議会		
	三泗地区広域補導協議会		三泗地区広域補導協議会		
	四日市市体育協会		楠町体育協会		
	四日市市レクリエーション協会				
	四日市市スポーツ少年団		楠町スポーツ少年団指導者連絡協議会		
	四日市市文化協会		楠町文化団体協議会		
	消防部会	四日市市防火協会			

現況の表は、四日市市、楠町の区域内を主な活動範囲とする公共的団体等の一部を例として挙げたものです。

〔協議第19号参考資料〕

関 係 法 令	事 例
<p><b>市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）</b></p> <p>（国、都道府県等の協力等） 第16条 1～6 省略</p> <p>7 公共的団体は、合併市町村の建設に資するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。</p> <p>8 合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るように努めなければならない。</p> <p><b>地方自治法（昭和22年法律第67号）</b></p> <p>（公共的団体等の監督） 第157条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができる。</p> <p>2 前項の場合において必要があるときは、普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等をして事務の報告をさせ、書類及び帳簿を提出させ及び実地について事務を視察することができる。</p> <p>3～4 省略</p> <p><b>【参考】</b> 「公共的団体等」とは、農協、漁協、生協、商工会議所等の産業経済団体、老人ホーム、育児院、赤十字社等の厚生社会事業団体、青年団、婦人会、教育会等の文化事業団体等いやしくも公共的な活動を営むものはすべてこれに含まれ、法人たると否とを問わない。 （行政実例 昭和24年2月7日）</p>	<p>&lt; 呉市 &gt; 公共的団体等については、合併後一元化することが望ましいものもあることから、それぞれの実情を尊重しながら、次のとおり調整を図るものとする。 (1) 両市町に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努める。 (2) 独自の目的を持った団体は、自主的な判断にゆだねる。 (3) 統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努める。</p> <p>&lt; 宗像市 &gt; 公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確保するため、各団体の実情を尊重しながら統合整備に努める。 1. 両市町共通の団体については、できる限り合併時に統合するよう調整に努める。 2. 統合に時間を要する団体については、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努めるものとする。 3. 両市町独自の団体については、原則として現行のとおりとする。</p> <p>&lt; 西東京市 &gt; 公共的団体等は、新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの実情を尊重しながら統合整備に努めるものとする。 (1) 2市に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。 (2) 2市に共通している団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合するよう調整に努めるものとする。 (3) 2市に共通している団体で、統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努めるものとする。 (4) 2市独自の団体は、現行のとおりとする。</p> <p>&lt; 前橋広域市町村合併協議会 &gt; 公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確立するため、各種団体の実情を尊重しながら、次のとおり調整に努めるものとする。 (1) 各市町村に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。 (2) 統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努めるものとする。</p> <p>&lt; 岐阜広域合併協議会 &gt; 公共的団体等については、合併後の市の一体性が速やかに確立されるよう、それぞれの実情を尊重しながら統合整備に努めるものとする。 1. 共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。ただし、共通している団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合するよう調整に努めるものとする。 2. 共通している団体で、統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努めるものとする。 3. 独自の団体は、現行のとおりとする。</p>